

市庁舎立体駐車場の運用方法及び駐車区画の変更について

市庁舎立体駐車場の貸付契約の更新に合わせ、運用方法等を変更します。

現在、市庁舎へ用務で来庁した方が立体駐車場を利用した場合は、時間制限なく無料で駐車することができますが、今後は無料駐車時間の上限を原則1時間とします。

また、子育て世代や増加する高齢者ドライバーにも、駐車や乗り降りしやすくするため、普通車両の駐車区画の車室幅を10cm広げた、2.6mの区画を新たに設置します。

1 運用開始

2023年4月1日

2 立体駐車場の利用者に対する案内

現 状	変更後
市役所への用務時間中は、 駐車料金無料	市役所への用務に限り、 原則1時間無料

【下記に該当する場合は、無料処理します。】

- ①窓口混雑や相談時間の延長等により、1時間を超過した場合
- ②市主催の会議出席者及び議会・審議会傍聴者

3 現在の駐車台数

種別	普通車用	軽自動車用	障がい者用	思いやり区画	合計
車室幅	2.5m	2.0m	3.5m	2.7m	
台数	154台	31台	5台	5台	195台

4 変更後の駐車台数

種別	普通車用		軽自動車用	障がい者用	思いやり区画	合計
車室幅	2.5m	2.6m	2.0m	3.5m	2.7m	
台数	60台	86台	31台	5台	5台	187台

5 周知の方法

2023年3月から立体駐車場の精算機や総合案内等で運用方法の変更について掲示します。また、広報まちだやホームページでも周知を図ります。